

3. 県は、国の求めに応じて、放射能汚染瓦礫を受け入れ、焼却・埋め立てを市町村に要請しています。しかし、受け入れ自治体の住民、とりわけ、受け入れ焼却場周辺の子どもたちが、自分で選択したわけでもないのに、「放射性物質に汚染された空気を吸う」という、あってはならない事態が生じたとしたら、それは、国と地方行政が仕組んだ故意の犯罪にほかなりません。場合によっては、子どもの命を奪う加害者になる可能性もあります。その重大な意味を総理大臣、環境大臣、ならびに行政の長は理解しているでしょうか。住民の生存権が脅かされることになる放射能汚染瓦礫の「広域処理」による焼却・埋め立てを回避することが、行政の最善の選択であると私たちは考えます。

質問1. 憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定められており、憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。いずれも行政が尊重し擁護しなければならない最高法規である憲法の条文です。行政（県）は、瓦礫の「広域処理」による焼却・埋め立ては「安全である」としていますが、放射能による健康への影響が懸念される以上、「住民・国民の安全を優先する」とした「予防原則」（1992年国連会議のリオ宣言）を守ることが、憲法第25条（生存権）と第13条（幸福追求権）を保障する義務を負った行政の責務ではないでしょうか。徳島県の環境整備課や新潟県知事泉田裕彦氏は、瓦礫受け入れに慎重な姿勢を明らかにしています。知事は、「予防原則」についてどのように思われますか。そして、徳島県の環境整備課や新潟県知事の瓦礫受け入れに対する慎重な姿勢についてどのように思われるのかお答えください。

質問2 ドイツの放射線防護協会が、日本政府に宛てた勧告について質問します。この勧告には『放射線防護の国際的合意として、特殊措置を避けるために、汚染された食品や廃棄物を、汚染されていないものと混ぜて「危険ではない」とすることは禁止されている。日本政府は現在、食品について、および地震・原発事故・津波被災地からの瓦礫処理について、この希釈禁止合意に違反している。ドイツ放射線防護協会は、この「希釈政策」を、至急撤回すべきであると勧告する。撤回されない場合は、すべての日本の市民が、知らぬ間に東京電力福島第一発電所事故の「二次汚染」にさらされるであろう』と記されています。この勧告文（別紙資料1）を添付しますのでご覧ください。そしてこの勧告についてどうお思いになられたかお答えください。

4. 以下、震災瓦礫の「焼却処理」について質問します。

質問1 県は産業廃棄物、化学物質、重金属等が含まれている瓦礫や、放射性物質を含む瓦礫を「一般の廃棄物処分場で処理しても問題がない」と述べていますが、なぜ「問題がない」のかその法的小よび科学的根拠をお答えください。

質問2 災害廃棄物に付着している放射性セシウム以外のテルル・ストロンチウム・プルトニウム・アメリカシウム・ウラン・コバルト等の核種の測定方法を具体的にどうするのですか。